

**益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業**

**入札説明書等変更箇所一覧**

平成 16 年 9 月

**益田地区広域市町村圏事務組合**

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等変更箇所一覧

NO	資料名	頁	項目				タイトル	修正前	修正後	内容
			第	表	項	目				
1	入札説明書	3	第2	5	(2)		事業実施用地 管理区域の造成工事完了は平成16年11月末日を予定しているが…	管理区域の造成工事完了は平成17年11月末日を予定しているが…	修正	
2	入札説明書	7	第3	1			入札説明書等に関する質問回答（第2回） 平成16年12月10日（月）	平成16年12月10日（金）	修正	
3	入札説明書	12	第2	2	(8)		提出期限 平成16年2月7日（月）16:00	平成17年2月7日（月）16:00	修正	
4	入札説明書	12	第2	2	(8)		結果の通知 平成17年2月18日（金）に…	平成17年3月4日（金）に…	修正	
5	入札説明書	16	第3	4	(1)	工	応募者の構成員及び協力事業者は、他の応募者の構成員又は協力事業者になることはできない。	応募者の構成員及び協力事業者は、他の応募者の構成員又は協力事業者になることはできない。 <u>なお、構成員又は協力事業者から業務の委託を受ける第三者（下請企業）については、複数の応募者に参加することができる。</u>	修正	
6	入札説明書	18	第3	4	(1)	工	広域組合委託先企業の要件等	<u>広域組合委託先企業についても参加表明書に明記するものとするが、第一次審査書類提出時までは任意に変更できるものとする。</u>	追加	
7	入札説明書 添付資料-2	2	1				サービス対価（保証金） 運営保証金（溶融施設を追加整備する場合に必要な固定費に相当する費用）の確保に対して支払う対価（流動床式炭化炉方式又はストーカ+セメント原料化方式を採用する場合のみ）。	運営保証金（追加溶融施設を追加整備する場合に必要な固定費（ただし元金部分のみ）に相当する費用）の確保に対して支払う対価（流動床式炭化炉方式又はストーカ+セメント原料化方式を採用する場合のみ）。  詳細は本書と同時にホームページに公表した「入札説明書添付資料-2 サービス対価の支払方法について（変更）」を参照してください。（以下同様）	修正	
8	入札説明書 添付資料-2	2	1				サービス対価（保証金） 運営保証金（運営期間にわたり、溶融施設を追加整備した場合に運営・維持管理において追加的に必要となる固定費、変動費及び変動費に相当する費用）の確保に対して支払う対価（流動床式炭化炉方式又はストーカ+セメント原料化方式を採用する場合のみ）。	運営保証金（運営期間にわたり、追加溶融施設を追加整備した場合に運営・維持管理において追加的に必要となる固定費、変動費及び変動費に相当する費用）の確保に対して支払う対価（流動床式炭化炉方式又はストーカ+セメント原料化方式を採用する場合のみ）。	修正	
9	入札説明書 添付資料-2	2	表-1				サービス対価（保証金） ・流動床式ガス化溶融方式又はストーカ+灰溶融方式に変更する場合に、溶融施設が完成するまでに必要なすべての費用を資金調達するのに係る費用とする（利息相当のみ）。 ・溶融施設が完成するまでの期間に炭化物又は焼却灰・飛灰を最終処分する場合は、最終処分可能な状態にするための費用、サービス対価の減額分の補填等を含む。 ・SPCの利益は含まない。	・サービス対価（保証金）は、流動床式ガス化溶融方式又はストーカ+灰溶融方式に変更する場合に、追加溶融施設が完成するまでに必要なすべての費用を資金調達するのにかかる費用とする。 ・追加溶融施設が完成するまでの期間に炭化物又は焼却灰・飛灰を最終処分する場合は、運営保証金は、最終処分可能な状態にするための費用、サービス対価の減額分の補填等を含む。 ・SPCの利益は含まない。	修正	
10	入札説明書 添付資料-2	3	表-1				サービス対価（保証金） ・流動床式ガス化溶融方式又はストーカ+灰溶融方式に変更する場合に、溶融施設の完成後に事業満了まで必要なすべての費用とする（利息相当のみ）。 ・SPCの利益は含まない。	・サービス対価（保証金）は、流動床式ガス化溶融方式又はストーカ+灰溶融方式に変更する場合に、追加溶融施設の完成後に事業満了まで必要なすべての費用を資金調達するのにかかる費用とする。 ・SPCの利益は含まない。	修正	

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等変更箇所一覧

NO	資料名	頁	項目					タイトル	修正前	修正後	内容
11	入札説明書 添付資料-2	4	2					サービス対価の 支払方法	広域組合は、平成20年4月から平成35年3月までの15年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、表 2に示す四半期ごとに選定事業者に対してサービス対価を支払うものとする。 また、平成20年4月1日より早期に運営を開始する場合は、・・・	広域組合は、平成20年4月から平成35年3月までの15年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、表 2に示す四半期ごとに選定事業者に対してサービス対価を支払うものとする。 <b>ただし、サービス対価（保証金）及びサービス対価（保証金）の支払いは年1回とし、第4四半期のサービス対価とあわせて支払うものとする。</b> <b>モニタリング結果を踏まえる前の各四半期の支払い額は、サービス対価（変動費）及びサービス対価（変動費）を除いて毎期均等（サービス対価（固定費）は内訳ごとに毎期均等）とする。なお、サービス対価（変動費）及びサービス対価（変動費）は、3.（2）に示すように、ごみ量変動及びごみ質変化によるに基づく改定を第4四半期に反映させるため、必ずしも毎期均等とはならないものである。</b> また、平成20年4月1日より早期に運営を開始する場合は、・・・	修正
12	入札説明書 添付資料-2	5	3	(2)				ごみ量変動及び ごみ質変化に基 づく改定	・ 第1四半期から第3四半期までは、要求水準書第1章第3節に示す <b>計画年間平均処理量及び計画ごみ質（基準ごみ時）</b> を上式に代入して得られる金額の4分の1を支払う。	・ 第1四半期から第3四半期までは、 <b>4000トン / 四半期及び</b> 要求水準書第1章第3節に示す計画ごみ質（基準ごみ時）を上式に代入して得られる金額の4分の1 <b>ずつ</b> を支払う。	修正
13	入札説明書 添付資料-3	7	3	(2)				表-4	表-4 運転管理業務以外で改善措置が必要となる状態（例）	表-4 運転管理 <b>に係る</b> 業務以外で改善措置が必要となる状態（例）	修正
14	入札説明書 添付資料-3	7	3	(3)					運転管理業務における減額措置	運転管理 <b>に係る</b> 業務における減額措置	修正
15	入札説明書 添付資料-3	10	3	(3)		工		溶融施設が燃焼 炉と一体でない 場合	・ 溶融施設が燃焼炉と一体でない場合であって、運転停止型業務改善措置の対象となる場合は上記「イ. 2 炉停止」を適用する。	・ 溶融施設が燃焼炉と一体でない場合であって、 <b>溶融施設が</b> 運転停止型業務改善措置の対象となる場合は上記「イ. 2 炉停止」を適用する、	修正
16	入札説明書 添付資料-3	14	3	(4)				追加溶融施設を 追加整備する場 合の取り扱い	・ 追加溶融施設整備期間中であっても、(3) <b>管理</b> 運転業務における減額措置は適用する。	・ 追加溶融施設整備期間中であっても、(3) <b>運転管理に係る</b> 業務における減額措置は適用する。	修正
17	入札説明書 添付資料-3	16	3	(5)					(5) 運転管理業務及び <b>副生成物の取り扱いに関する事項</b> 以外における減額措置	(5) 運転管理 <b>に係る業務</b> 以外における減額措置	修正
18	入札説明書 添付資料-3	18						図-4	図-4 運転管理業務 <b>及び副生成物の取り扱いに関する事項</b> 以外における減額措置等	図-4 運転管理 <b>に係る業務</b> 以外における減額措置等	修正
19	入札説明書 添付資料-4	1	(2)					請負業者賠償責 任保険	てん補限度額 <b>：身体1億円/1名、事故10億円/1事故、財物10億円/1事故</b>	てん補限度額 <b>身体 1名につき1億円 1事故につき10億円 財物 1事故につき10億円</b>	修正

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等変更箇所一覧

NO	資料名	頁	項目				タイトル	修正前	修正後	内容																												
20	入札説明書 添付資料-4	2	(2)				施設賠償責任保険 てん補限度額 ： <u>身体1億円/1名、事故10億円/1事故、財物10億円/1事故</u>	てん補限度額 <u>身体 1名につき1億円</u> <u>1事故につき10億円</u> <u>財物 1事故につき10億円</u>	修正																													
21	入札説明書 添付資料-5	1	2	(1)			追加溶融施設の設備に対する運営保証金（以下「運営保証金」という） ・ 運営保証金は、追加溶融施設を追加整備する場合に必要なとなる固定費に相当する費用をいう（図1参照）。	・ 運営保証金は、追加溶融施設を追加整備する場合に必要なとなる固定費（ <u>ただし元金部分のみ</u> ）に相当する費用をいう（図1参照）。	修正																													
22	入札説明書 添付資料-5	4					図2	サービス対価（保証金）及びサービス対価（保証金）は追加溶融施設建設後も支払われることについて図2を修正。  （詳細は本書と同時にホームページに公表した「入札説明書添付資料-5 運営保証金について（変更）」を参照してください。	修正																													
23	要求水準書	4	第1章	第2節	3	3.1	電気	選定事業者は、「要求水準書添付資料-2 管理区域の計画平面図」に示す電力取合点から受電を行うものとする。	選定事業者は、 <u>電力会社と協議して受電電圧を決定し</u> 、「要求水準書添付資料-2 管理区域の計画平面図」に示す電力取合点（ <u>第1柱</u> ）から受電を行うものとする。 <u>なお、第1柱の開設に伴う電力会社工事費負担金については広域組合の責務とする。</u>	修正																												
24	要求水準書	4	第1章	第2節	3	3.2	上下水道	選定事業者は、「要求水準書添付資料-2 管理区域の計画平面図」に示す <u>管理区域内に受水槽を設置し、そこから</u> 上水道を引き込むものとする。なお、 <u>選定事業者が設置する受水槽までは</u> 、広域組合が西石見地区広域農道からの専用水道（配管 75mm、送水能力160m <sup>3</sup> ）を敷設する。一方、管理区域周辺には現在下水道が敷設されていないが、広域組合では、今後も下水道を敷設しない予定である。	選定事業者は、「要求水準書添付資料-2 管理区域の計画平面図」に示す <u>上水道取合点</u> から上水道を引き込んで <u>管理区域内に自ら設置する受水槽へ供給するものとする。</u> なお、 <u>上水道取合点までは</u> 、広域組合が西石見地区広域農道からの専用水道（配管 75mm、送水能力160m <sup>3</sup> / <u>日</u> ）を敷設する。一方、管理区域周辺には現在下水道が敷設されていないが、広域組合では、今後も下水道を敷設しない予定である。	修正																												
25	要求水準書	5	第1章	第3節	3	3.1	計画性状	処理対象物の計画ごみ質は表-2及び表-3に示す値とする。なお、参考までに可燃ごみ質、リサイクルプラザ残渣及び汚泥等の性状分析結果を「要求水準書添付資料-7 性状分析結果」に示している。	処理対象物の計画ごみ質及び <u>処理対象物（基準ごみ）の可燃分元素組成</u> は表-2及び表-3に示す値とする。なお、参考までに可燃ごみ質、リサイクルプラザ残渣及び汚泥等の性状分析結果を「要求水準書添付資料-7 性状分析結果」に示している。	修正																												
26	要求水準書	5	第1章	第3節	3	3.1	表-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>元素名</th> <th>C</th> <th>H</th> <th>N</th> <th>O</th> <th><u>S</u></th> <th><u>Cl</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重量(%)</td> <td><u>50.94</u></td> <td><u>7.41</u></td> <td><u>1.22</u></td> <td><u>40.13</u></td> <td><u>0.22</u></td> <td><u>0.08</u></td> </tr> </tbody> </table>	元素名	C	H	N	O	<u>S</u>	<u>Cl</u>	重量(%)	<u>50.94</u>	<u>7.41</u>	<u>1.22</u>	<u>40.13</u>	<u>0.22</u>	<u>0.08</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>元素名</th> <th>C</th> <th>H</th> <th>N</th> <th>O</th> <th><u>Cl</u></th> <th><u>S</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重量(%)</td> <td><u>50.26</u></td> <td><u>7.31</u></td> <td><u>1.59</u></td> <td><u>40.35</u></td> <td><u>0.21</u></td> <td><u>0.28</u></td> </tr> </tbody> </table>	元素名	C	H	N	O	<u>Cl</u>	<u>S</u>	重量(%)	<u>50.26</u>	<u>7.31</u>	<u>1.59</u>	<u>40.35</u>	<u>0.21</u>	<u>0.28</u>	修正
元素名	C	H	N	O	<u>S</u>	<u>Cl</u>																																
重量(%)	<u>50.94</u>	<u>7.41</u>	<u>1.22</u>	<u>40.13</u>	<u>0.22</u>	<u>0.08</u>																																
元素名	C	H	N	O	<u>Cl</u>	<u>S</u>																																
重量(%)	<u>50.26</u>	<u>7.31</u>	<u>1.59</u>	<u>40.35</u>	<u>0.21</u>	<u>0.28</u>																																

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等変更箇所一覧

NO	資料名	頁	項目				タイトル	修正前	修正後	内容
27	要求水準書	8	第1章	第3節	7	7.5		副生成物に関する基準値	<del>本施設で処理対象物を処理することにより発生する焼却灰、金属類、飛灰、溶融飛灰、溶融スラグ及び炭化物を副生成物とする。</del> <del>副生成物を有効利用又は最終処分する場合の基準値は以下に示すとおりとする。</del>	追加
28	要求水準書	9	第1章	第3節	7	7.5	(1)	溶融飛灰に関する基準値 「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」（平成4年7月3日厚生省告示第16号）に基づいて処理した溶融飛灰（以下「溶融飛灰処理物」という。）を埋立処分する場合には、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」（昭和48年2月17日総理府令第5号）及び「廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令」（平成12年1月14日（厚生省令第1号）を遵守するものとする。	溶融飛灰に関する基準値 「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」（平成14年3月7日厚生省告示第16号）に基づいて処理した溶融飛灰（以下「溶融飛灰処理物」という。）を埋立処分する場合には、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」（昭和48年2月17日総理府令第5号）及び「廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令」（平成12年1月14日（厚生省令第1号）を遵守するものとする。	修正
29	要求水準書	9	第1章	第3節	7	7.5	(2)	流動床式炭化炉方式 「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」（平成4年7月3日厚生省告示第16号）に基づいて…	「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」（平成14年3月7日厚生省告示第16号）に基づいて…	修正
30	要求水準書	15	第2章	第1節	3	3.4		副生成物等の取り扱い 試運転及び性能試験によって発生した副生成物等については、第3章第3節の規定に従って有効利用又は最終処分を行うこと。	試運転及び性能試験によって発生した副生成物等については、 <b>選定事業者</b> が第3章第3節の規定に従って有効利用又は最終処分を行うこと。	修正
31	要求水準書	18	第2章	第1節	6	6.5		建設副産物等の取り扱い …。但し、建設発生土については、 <u>広域組合が別途用意する管理区域の隣接地で適切に処分すること。</u>	…。但し、建設発生土については、「 <u>要求水準書添付資料-2 管理区域の計画平面図</u> 」に示す場所に搬出し処分すること。その指定場所は、 <u>広域組合が実施する造成工事において伐採と地下排水工のみが施工済である。そのため、建設発生土の処分とともに、指定場所周辺における施工済の造成工事仕様に基づいて、敷均し、転圧、法面整形、法面保護（種子吹付）、排水路の設置等を行うこと。</u>	修正
32	要求水準書	21	第2章	第3節	1	1.1	(1)	全体施設配置計画 動線計画との整合に十分配慮して工場棟、管理棟（工場棟と一体とすることも可）、計量棟、 <u>駐車場</u> 、 <u>洗車設備</u> 等を合理的に配置すること。	動線計画との整合に十分配慮して工場棟、管理棟（工場棟と一体とすることも可）、計量棟、洗車 <u>棟</u> 、 <u>駐車場</u> 等を合理的に配置すること。	修正
33	要求水準書	21	第2章	第3節	1	1.1	(3)	全体施設配置計画 来客者や見学者などがわかりやすい位置に管理棟・エントランスホールを配置すること。	来客者や見学者などがわかりやすい位置に管理棟（ <u>エントランスホール</u> ）を配置すること。	修正
34	要求水準書	26	第2章	第4節	3				…広域組合の協力が得られるものとする。 <u>また整備計画書の添付資料のうち、ごみ処理基本計画及び廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画については広域組合が作成するものとするが、その他必要なものについては選定事業者が作成すること。</u>	追加

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等変更箇所一覧

NO	資料名	頁	項目				タイトル	修正前	修正後	内容
			第2章	第4節	4					
35	要求水準書	26	第2章	第4節	4		一般廃棄物処理施設整備に係る許認可申請手続き 本施設の施工にあたって必要となる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第7条の第4項に定める…	本施設の施工にあたって必要となる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第8条に定める…	修正	
36	要求水準書	27	第3章	第1節	2		性能保証事項の遵守 選定事業者は、募集要項に記載した本施設に関する各種の要件を満足するとともに、「第2章 施設の整備に関する要件」に示した性能保証事項を遵守しながら本施設の運転を行うこと。	選定事業者は、本要求水準書に記載した本施設に関する各種の要件を満足するとともに、「第2章 施設の整備に関する要件」に示した性能保証事項を遵守しながら本施設の運転を行うこと。	修正	
37	要求水準書	32	第3章	第3節	2		溶融方式の場合	2.2 溶融飛灰 溶融飛灰については、選定事業者が責任をもって最終処分すること。なお、ストーカ+灰溶融方式における排ガス処理設備に2段バグフィルタシステムを採用する場合に2段目のバグフィルタで捕集されたものは、溶融炉の後段に設置したバグフィルタで捕集されたものと同様に溶融飛灰として取り扱うものとする。また、2段バグフィルタシステムの1段目バグフィルタで捕集されたものは溶融しなければならない。	修正	
38	要求水準書	34	第3章	第4節	1		施設運転中の計測管理	(4) 環整第95号に規定する検査項目については、当該規定に基づいて実施すること。	追加	
39	要求水準書	35	第3章	第4節	表-6		環境保全に係る計測項目	修正内容については本書と同時にホームページに公表した「要求水準書P35.第4章.第4節 表-6」を参照してください。	修正	
40	要求水準書	37	第3章	第6節	3	(1)	管理区域の清掃及び除草 管理区域内の日常清掃と定期清掃及び除草を実施して、常に清潔な状態に保つようにすること。	管理区域内の日常清掃と定期清掃及び年4回以上の除草を実施して、常に清潔な状態に保つようにすること。	修正	
41	要求水準書 添付資料-2	1					専用水道受水槽	受水槽 詳細については本書と同時にホームページに公表した「要求水準書添付資料-2(変更)」を参照してください。	修正	
42	要求水準書 添付資料-2	1						FH=156.0m 施設用地の造成レベル(標高)を追加 詳細については本書と同時にホームページに公表した「要求水準書添付資料-2(変更)」を参照してください。	修正	
43	要求水準書 添付資料-3	4					表-3-1	表3-4土質試験結果一覧表を追加 詳細については本書と同時にホームページに公表した「要求水準書添付資料-3(追加ページ)」を参照してください。	追加	
44	要求水準書 添付資料-7	1	1				表7-1の注) 1.1J=4.18605cal(計量法による) 2.測定年月日:平成14年4月10日	1.1J=4.18605cal(計量法による) 2.測定年月日:平成15年4月10日	修正	
45	要求水準書 添付資料-7	2	2				表7-2の注) 1.1J=4.18605cal(計量法による) 2.測定年月日:平成14年4月10日	1.1J=4.18605cal(計量法による) 2.測定年月日:平成15年4月10日	修正	

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等変更箇所一覧

NO	資料名	頁	項目				タイトル	修正前		修正後		内容
46	要求水準書 添付資料-7	2	3				表7-3の注)	1.1J=4.18605cal(計量法による) 2.測定年月日:平成14年4月10日	1.1J=4.18605cal(計量法による) 2.測定年月日:平成15年4月10日		修正	
47	落札者決定基準	3	2	(4)			総合評価値の算出及び第一次審査通過者の決定	総合評価値 = 内容審査の得点(配点100) ÷ 提案価格	総合評価値 = 内容審査の得点(配点100) ÷ (提案価格 × 10 <sup>-8</sup> ) 詳細については本書と同時にホームページに公表した「落札者決定基準(変更)」を参照してください。(以下同様)		修正	
48	落札者決定基準	9	3	(4)			総合評価値の算出及び優秀提案の選定	総合評価値 = {基礎審査の得点(配点150) + 内容審査の得点(配点100)} ÷ 入札価格	総合評価値 = {基礎審査の得点(配点150) + 内容審査の得点(配点100)} ÷ (入札価格 × 10 <sup>-8</sup> )		修正	
49	落札者決定基準	12	3	(5)	a		設問	機械設備の保守管理計画及び修繕更新計画(15年間)を作成し、その考え方及び特徴について具体的に述べてください。	機械設備の維持管理計画の考え方及び特徴について具体的に述べてください。		修正	
50	落札者決定基準	12	3	(5)	b		設問	建築物等の保守管理計画及び修繕更新計画(15年間)を作成し、その考え方及び特徴について具体的に述べてください。	建築物等の維持管理計画の考え方及び特徴について具体的に述べてください。		修正	
51	落札者決定基準	10以降					表3		内容審査の様式NO.追加		修正	
52	事業契約書(案)	7	第2条	(11)			「協力事業者」		「協力事業者」とは、落札者を構成する各企業のうち、入札説明書において「協力事業者」と定義される者をいう。 (追加に伴い以下各号繰り下げ)		追加	
53	事業契約書(案)	8	第2条	(18)			「構成員」	(18)「構成員」とは、落札者を構成する各企業をいう。	(19)「構成員」とは、落札者を構成する各企業のうち、入札説明書において「構成員」と定義される者をいう。		修正	
54	事業契約書(案)	10	第2条	(53)			「落札者」	(53)「落札者」とは、広域組合に対して本事業に関する事業提案書を提出し、落札者として選定された[ ]を代表企業として、[ ]、[ ]、[ ]及び[ ]を構成員とするグループをいう。	(54)「落札者」とは、広域組合に対して本事業に関する事業提案書を提出し、落札者として選定された[ ]を代表企業として、[ ]、[ ]、[ ]及び[ ]を構成員、[ ]、[ ]及び[ ]を協力事業者とするグループをいう。		修正	
55	事業契約書(案)	13	第12条	1			管理区域・施設用地	…必要な造成工事を自らの責任において行う。広域組合の責めに帰すべき事由により管理区域の造成工事が工事日程表より遅延した場合、…	…必要な造成工事を自らの責任において行う。選定事業者の責めに帰すべき事由によらずに管理区域の造成工事が工事日程表より遅延した場合、…		修正	
56	事業契約書(案)	14	第14条	1			第三者への委任等	…但し、委任される者又は請け負う者が構成員の場合に限り、事前の通知により、これを行わせることができる。	…但し、委任される者又は請け負う者が構成員又は協力事業者の場合に限り、事前の通知により、これを行わせることができる。		修正	

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等変更箇所一覧

NO	資料名	頁	項目				タイトル	修正前	修正後	内容
57	事業契約書(案)	16	第19条	3			設計の変更	<p>…本施設的设计費、施工費の増加額及びその他追加費用について、また維持管理・運営業務に関連して追加費用が生じるときには、その費用について、広域組合が負担する。但し、広域組合の設計変更が、選定事業者の作成した実施設計図書(別紙1)の不備又は瑕疵による場合には、選定事業者がその費用を負担する。</p>	<p>…本施設的设计費、施工費の増加額及びその他追加費用(本事業の資金調達に関して選定事業者が負担することとなる合理的な範囲の金融費用を含む。)について、また維持管理・運営業務に関連して追加費用が生じるときには、その費用(本事業の資金調達に関して選定事業者が負担することとなる合理的な範囲の金融費用を含む。)について、広域組合が負担する。但し、広域組合の設計変更が、選定事業者の作成した実施設計図書(別紙1)の不備又は瑕疵による場合には、選定事業者がその費用を負担し、当該設計変更が、不可抗力又は法令変更による場合には、第8章又は第9章の規定に従う。</p>	修正
58	事業契約書(案)	17	第25条	1			周辺住民への対応	<p>選定事業者は、本件工事の開始に当たり、工事内容、工事スケジュール等の説明など周辺住民への対応に係る一切の業務を自らの責任と費用負担において実施する。但し、かかる対応につき、広域組合は必要に応じ協力する。</p>	<p>選定事業者は、本件工事の開始に当たり、工事内容、工事スケジュール等の説明など本件工事及び維持管理・運営業務に関する周辺住民への対応に係る一切の業務を自らの責任と費用負担において実施する。但し、かかる対応につき、広域組合は必要に応じ協力する。</p>	修正
59	事業契約書(案)	18	第28条	1			工期又は工程の変更による費用等の負担	<p>広域組合は、自らの責めに帰すべき事由により、工事工程に遅延が生じた場合は、その遅延に直接起因して工事完工日までに選定事業者が負担した増加費用を、選定事業者に支払う。</p>	<p>広域組合は、自らの責めに帰すべき事由により、工事工程に遅延が生じた場合は、その遅延に直接起因して工事完工日までに選定事業者が負担した増加費用(本事業の資金調達に関して選定事業者が負担することとなる合理的な範囲の金融費用を含む。)を、選定事業者に支払う。</p>	修正
60	事業契約書(案)	18	第28条	3			工期又は工程の変更による費用等の負担	<p>不可抗力により工事完工日が運営開始予定日より遅れた場合の増加費用の負担については、第7.6条の規定に従う。</p>	<p>不可抗力により工事完工日が運営開始予定日より遅れた場合の増加費用の負担については、第7.7条の規定に従う。</p>	修正
61	事業契約書(案)	23	第37条	1			第三者への委任等	<p>…但し、委任される者又は請け負う者が構成員の場合に限り、事前の通知により、これを行わせることができる。</p>	<p>…但し、委任される者又は請け負う者が構成員又は協力事業者の場合に限り、事前の通知により、これを行わせることができる。</p>	修正
62	事業契約書(案)	24	第40条	1			運営期間中における第三者に及ぼした損害	<p>…但し、当該損害のうち入札説明書等により広域組合が指示した条件、環境保全基準(別紙7)に定める基準値、仕様等を遵守したにも拘わらず、賠償を要することとなった場合及び選定事業者の責めに帰さない事由により生じた損害については、広域組合が当該第三者に対して損害を賠償する。</p>	<p>…但し、当該損害のうち入札説明書等により広域組合が指示した条件、環境保全基準(別紙7)に定める基準値、仕様等を遵守したにも拘わらず、賠償を要することとなった場合及び選定事業者の責めに帰さない事由により生じた損害については、広域組合が当該第三者に対して損害を賠償する(但し、不可抗力による場合には、第9章の規定に従う。)</p>	修正
63	事業契約書(案)	26	第44条	2			副生成物の最終処分	<p>選定事業者が搬入すべき最終処分場は、広域組合が指定する最終処分場とするが、当該最終処分場が広域組合構成市町村以外の地域である場合は、選定事業者は、運搬費について追加費用を広域組合に請求できる。</p>	<p>選定事業者が搬入すべき最終処分場は、広域組合が指定する最終処分場とするが、選定事業者の責に帰すべき事由によらずに最終処分場が変更された場合には、当該変更により直接起因して選定事業者に発生した追加費用を広域組合が負担する。</p>	修正
64	事業契約書(案)	27	第46条	6			広域組合委託先企業-廃棄物の運搬業務		<p>選定事業者は、やむを得ない事情による場合であって、かつ事前に広域組合の承諾を得た場合に限り、第1項に基づき確保された広域組合委託先企業を変更することができ、当該変更後の広域組合委託先企業については、本条各項を適用する。</p>	追加

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等変更箇所一覧

NO	資料名	頁	項目				タイトル	修正前	修正後	内容
65	事業契約書(案)	27	第46-2条	6			炭化物売却先企業		選定事業者は、やむを得ない事情による場合であって、かつ事前に広域組合の承諾を得た場合に限り、第1項に基づき確保された炭化物売却先企業を変更することができ、当該変更後の炭化物売却先企業については、本条各項を適用する。	追加
66	事業契約書(案)	28	第46-3条	6			広域組合委託先企業-セメント原料化		選定事業者は、やむを得ない事情による場合であって、かつ事前に広域組合の承諾を得た場合に限り、第1項に基づき確保された広域組合委託先企業を変更することができ、当該変更後の広域組合委託先企業については、本条各項を適用する。	追加
67	事業契約書(案)	29	第49条	1			運営状況の報告	選定事業者は、本施設の運営に関する日報及び週報を作成し、次条第1項に基づく運営・維持管理報告書とともに毎月広域組合に提出する。日報、週報及び月報の記載事項は、広域組合が指定する。	選定事業者は、本施設の運営に関する日報及び週報を作成し、次条第1項に基づく運営・維持管理報告書とともに毎月広域組合に提出する。日報及び週報の記載事項は、広域組合が指定する。	修正
68	事業契約書(案)	31	第56条	1			住民対応	選定事業者は、住民対応の窓口となる。住民対応策の実施については、広域組合と選定事業者で協議し、広域組合は、合理的な範囲で広域組合に協力を行う。	選定事業者は、住民対応の窓口となる。住民対応策の実施については、広域組合と選定事業者で協議し、広域組合は、合理的な範囲で選定業者に協力を行う。	修正
69	事業契約書(案)	32	第62条	2			緊急代替方策	広域組合は、前項に規定する報告を受けた場合、容量を超えた処理対象物を処理できる代替方策(以下「緊急代替処理方策」という。)を策定する。この場合、選定事業者は、広域組合が行う緊急代替処理方策の策定に最大限協力しなければならない。	選定事業者は、前項に規定する報告を行った場合、容量を超えた処理対象物を処理できる代替方策(以下「緊急代替処理方策」という。)を策定し、広域組合の確認を受ける。この場合、広域組合は、選定事業者が行う緊急代替処理方策の策定に協力する。	修正
70	事業契約書(案)	32	第62条	3			緊急代替方策	選定事業者は、前項に規定する場合、広域組合の策定した緊急代替処理方策に従う。	選定事業者は、前項に規定する場合、広域組合の確認した緊急代替処理方策を遅滞なく実行する。	修正
71	事業契約書(案)	35	第68条	2			運営保証金の返還	…。なお、選定事業者は、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権の上に、【別紙12/12-2/12-3】第1条第5項第(3)号に基づく違約金支払請求権を被担保債権として、…	…。なお、選定事業者は、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権の上に、【別紙12/12-2/12-3】第1条第5項第(2)号に基づく違約金支払請求権を被担保債権として、…	修正
72	事業契約書(案)	40	第76条	2			法令等の変更にかかる負担	…。かかる協議が調わない場合、別紙12に規定する負担割合に応じて費用を負担する。…	…。かかる協議が調わない場合、別紙13に規定する負担割合に応じて費用を負担する。…	修正
73	事業契約書(案)	42	第78条	1			不可抗力に至らない事象	広域組合及び選定事業者の双方についてその責に帰すべき事由のない事象であって、不可抗力に至らない事象(選定事業者が通常予見可能な、広域組合及び選定事業者に帰責事由のない風水害等の事象を含むがこれに限られない。)により、…	広域組合及び選定事業者の双方についてその責に帰すべき事由のない事象であって、不可抗力に至らない事象(選定業者に通常予見可能で、かつ同種の業務を行う業者に通常要求される最高の注意義務に基づき対策をとるべき事象であって、広域組合及び選定業者に帰責事由のない風水害等の事象を含むがこれに限られない。)により、…	修正
74	事業契約書(案)	44	第82条	1	(1)		秘密保持	選定事業者の株主及び融資機関並びにこれらの者に対して、本事業に関する助言を行う弁護士、会計士及びコンサルタントに対し開示する場合。	選定事業者の株主及び融資機関並びにこれらの者に対して、本事業に関する助言を行う弁護士、会計士及びコンサルタントに対し開示する場合。但し、当該弁護士、会計士及びコンサルタントに対して、本条と同等の守秘義務を課している場合に限る。	修正

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等変更箇所一覧

NO	資料名	頁	項目				タイトル	修正前	修正後	内容
75	事業契約書(案)	44	第82条	1	(2)		秘密保持 広域組合構成市町村に対して、又は本事業に関する助言を行う弁護士、会計士及びコンサルタントに対し開示する場合。	広域組合構成市町村に対して、又は本事業に関する助言を行う弁護士、会計士及びコンサルタントに対し開示する場合。 <u>但し、当該弁護士、会計士及びコンサルタントに対して、本条と同等の守秘義務を課している場合に限る。</u>	修正	
76	事業契約書(案)	56	別紙7	5			副生成物に関する基準値	<u>本施設で処理対象物を処理することにより発生する焼却灰、金属類、飛灰、熔融飛灰、熔融スラグ及び炭化物を副生成物とする。</u> <u>副生成物を有効利用又は最終処分する場合の基準値は以下に示すとおりとする。</u>	追加	
77	事業契約書(案)	59	別紙8					修正内容については本書と同時にホームページに公表した「要求水準書P35.第4章.第4節 表-6」を参照してください。	修正	
78	事業契約書(案)	63	別紙11	1	(2)		第三者賠償責任保険 (2)施設賠償責任保険 てん補限度額 ：身体1億円/1名、事故10億円/1事故、財物10億円/1事故	(2)請負業者賠償責任保険 てん補限度額 身体 1名につき1億円 1事故につき10億円 財物 1事故につき10億円	修正	
79	事業契約書(案)	63	別紙11	2	(2)		施設賠償責任保険 てん補限度額 ：身体1億円/1名、事故10億円/1事故、財物10億円/1事故	てん補限度額 身体 1名につき1億円 1事故につき10億円 財物 1事故につき10億円	修正	
80	事業契約書(案)	65	別紙12	第1条	4	(1)	解除事由及び解除に伴う措置 …、当該検査に合格した出来高部分に相応する代金及び本契約の終了に伴い選定事業者が負担した必要費を選定事業者を支払った上で、…	…、当該検査に合格した出来高部分に相応する代金及び本契約の終了に伴い選定事業者が負担した必要費(本事業の資金調達に関して選定事業者が負担することとなる合理的な範囲の金融費用を含む。)を選定事業者を支払った上で、	修正	
81	事業契約書(案)	65	別紙12	第1条	4	(2)	解除事由及び解除に伴う措置 …本契約の終了に伴い選定事業者が負担した必要費を選定事業者を支払った上で、…	…本契約の終了に伴い選定事業者が負担した必要費(本事業の資金調達に関して選定事業者が負担することとなる合理的な範囲の金融費用を含む。)を選定事業者を支払った上で、…	修正	
82	事業契約書(案)	69	別紙12-2	第1条	4	(1)	解除事由及び解除に伴う措置 【流動床式炭化炉方式】 …、当該検査に合格した出来高部分に相応する代金及び本契約の終了に伴い選定事業者が負担した必要費を選定事業者を支払った上で、…	…、当該検査に合格した出来高部分に相応する代金及び本契約の終了に伴い選定事業者が負担した必要費(本事業の資金調達に関して選定事業者が負担することとなる合理的な範囲の金融費用を含む。)を選定事業者を支払った上で、	修正	
83	事業契約書(案)	69	別紙12-2	第1条	4	(2)	解除事由及び解除に伴う措置 【流動床式炭化炉方式】 …本契約の終了に伴い選定事業者が負担した必要費を選定事業者を支払った上で、…	…本契約の終了に伴い選定事業者が負担した必要費(本事業の資金調達に関して選定事業者が負担することとなる合理的な範囲の金融費用を含む。)を選定事業者を支払った上で、…	修正	

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等変更箇所一覧

NO	資料名	頁	項目				タイトル	修正前		修正後		内容
			別紙	第几条	4	(3)						
84	事業契約書(案)	69	別紙12-2	第1条	4	(3)	解除事由及び解除に伴う措置【流動床式炭化炉方式】	…、本契約の終了後30日以内に運営保証金を選定事業者に返還する。その余の場合には、広域組合は運営保証金を選定事業者に返還しない。	…、本契約の終了後30日以内に運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱの未返還額を選定事業者に返還する。その余の場合には、広域組合は運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱの未返還部分を選定事業者に返還しない。		修正	
85	事業契約書(案)	70	別紙12-2	第1条	5	(5)	解除事由及び解除に伴う措置【流動床式炭化炉方式】	…、本契約の終了後30日以内に運営保証金を選定事業者に返還する。その余の場合(第3項第(5)号により本契約が終了する場合を含む。)には、広域組合は運営保証金を選定事業者に返還しない。	…、本契約の終了後30日以内に運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱの未返還額を選定事業者に返還する。その余の場合(第3項第(5)号により本契約が終了する場合を含む。)には、広域組合は運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱの未返還部分を選定事業者に返還しない。		修正	
86	事業契約書(案)	72	別紙12-2	第2条	5		解除事由及び解除に伴う措置【流動床式炭化炉方式】	…、本契約の終了後30日以内に運営保証金を選定事業者に返還する。その余の場合には、広域組合は運営保証金を選定事業者に返還しない。	…、本契約の終了後30日以内に運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱの未返還額を選定事業者に返還する。その余の場合には、広域組合は運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱの未返還部分を選定事業者に返還しない。		修正	
87	事業契約書(案)	74	別紙12-3	第1条	4	(1)	解除事由及び解除に伴う措置【ストーカ+セメント原料化方式】	…、当該検査に合格した出来高部分に相応する代金及び本契約の終了に伴い選定事業者が負担した必要費を選定事業者に支払った上で、…	…、当該検査に合格した出来高部分に相応する代金及び本契約の終了に伴い選定事業者が負担した必要費(本事業の資金調達に関して選定事業者が負担することとなる合理的な範囲の金融費用を含む。)を選定事業者に支払った上で、…		修正	
88	事業契約書(案)	74	別紙12-3	第1条	4	(2)	解除事由及び解除に伴う措置【ストーカ+セメント原料化方式】	…本契約の終了に伴い選定事業者が負担した必要費を選定事業者に支払った上で、…	…本契約の終了に伴い選定事業者が負担した必要費(本事業の資金調達に関して選定事業者が負担することとなる合理的な範囲の金融費用を含む。)を選定事業者に支払った上で、…		修正	
89	事業契約書(案)	74	別紙12-3	第1条	4	(3)	解除事由及び解除に伴う措置【ストーカ+セメント原料化方式】	広域組合は、本項に基づく本契約の終了時において、副生成物のセメント原料化及びセメント化のための委託先企業が、…	広域組合は、本項に基づく本契約の終了時において、副生成物のセメント原料化、セメント化及びその運搬のための委託先企業が、…		修正	
90	事業契約書(案)	74	別紙12-3	第1条	4	(3)	解除事由及び解除に伴う措置【ストーカ+セメント原料化方式】	…、本契約の終了後30日以内に運営保証金を選定事業者に返還する。その余の場合には、広域組合は運営保証金を選定事業者に返還しない。	…、本契約の終了後30日以内に運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱの未返還額を選定事業者に返還する。その余の場合には、広域組合は運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱの未返還部分を選定事業者に返還しない。		修正	
91	事業契約書(案)	75	別紙12-3	第1条	5	(5)	解除事由及び解除に伴う措置【ストーカ+セメント原料化方式】	…、本項に基づく本契約の終了時において、副生成物のセメント原料化及びセメント化のための委託先企業が、…	…、本項に基づく本契約の終了時において、副生成物のセメント原料化、セメント化及びその運搬のための委託先企業が、…		修正	
92	事業契約書(案)	75	別紙12-3	第1条	5	(5)	解除事由及び解除に伴う措置【ストーカ+セメント原料化方式】	…、本契約の終了後30日以内に運営保証金を選定事業者に返還する。その余の場合(第3項第(5)号により本契約が終了する場合を含む。)には、広域組合は運営保証金を選定事業者に返還しない。	…、本契約の終了後30日以内に運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱの未返還額を選定事業者に返還する。その余の場合(第3項第(5)号により本契約が終了する場合を含む。)には、広域組合は運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱの未返還部分を選定事業者に返還しない。		修正	
93	事業契約書(案)	77	別紙12-3	第2条	5		解除事由及び解除に伴う措置【ストーカ+セメント原料化方式】	…、本契約の終了後30日以内に運営保証金を選定事業者に返還する。その余の場合には、広域組合は運営保証金を選定事業者に返還しない。	…、本契約の終了後30日以内に運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱの未返還額を選定事業者に返還する。その余の場合には、広域組合は運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱの未返還部分を選定事業者に返還しない。		修正	

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 入札説明書等変更箇所一覧

NO	資料名	頁	項目					タイトル	修正前	修正後	内容
94	事業契約書(案)	78	別紙13					法令変更	なお、本別紙において「本事業に直接関係する法令等」とは、特に本施設及び本施設と類似のサービスを提供する施設の運営その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等(但し、 <u>副生成物の有効利用に関連した法令を除く。</u> )を意味し、…	なお、本別紙において「本事業に直接関係する法令等」とは、特に本施設及び本施設と類似のサービスを提供する施設の運営その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等(但し、 <u>流動床式炭化炉方式の炭化物及びストーカ+セメント原料化方式の焼却灰・飛灰の有効利用(これらの運搬を含む。)</u> に関連した法令を除く。)を意味し、…	修正
95	事業契約書(案)	79	別紙14	1	(2)			不可抗力	…。上記に関わらず、 <u>副生成物の有効利用に関連する不可抗力を原因として選定事業者に生じた増加費用及び損害については、選定事業者が全て負担する。</u>	…。上記に関わらず、 <u>流動床式炭化炉方式の炭化物及びストーカ+セメント原料化方式の焼却灰・飛灰の有効利用(これらの運搬を含む。)</u> に関連する不可抗力を原因として選定事業者に生じた増加費用及び損害については、選定事業者が全て負担する。	修正
96	事業契約書(案)	79	別紙14	2	(2)			不可抗力	…。上記に関わらず、 <u>副生成物の有効利用に関連する不可抗力を原因として選定事業者に生じた増加費用及び損害については、選定事業者が全て負担する。</u>	…。上記に関わらず、 <u>流動床式炭化炉方式の炭化物及びストーカ+セメント原料化方式の焼却灰・飛灰の有効利用(これらの運搬を含む。)</u> に関連する不可抗力を原因として選定事業者に生じた増加費用及び損害については、選定事業者が全て負担する。	修正
97	様式集 (第一次審査)							様式5-7		詳細については本書と同時にホームページに公表した「様式集(第一次審査)(変更)」を参照してください。	修正
98	様式集 (第一次審査)							様式6-3		詳細については本書と同時にホームページに公表した「様式集(第一次審査)(変更)」を参照してください。	修正